

平成20年度市政懇談会での意見と回答

■福祉

意見等の内容	回答	担当課
<p>・国保に加入したが、6万円も上がった。南丹市に移り住みたいと本当に思えるまちづくりをお願いしたい。</p>	<p>・国民健康保険税のうち医療分については、保険者(市町村)ごとに医療費総額や課税所得総額に基づき算出していますので、保険者(市町村)ごとに税率や税額は異なります。また、45歳以上65歳未満の方は介護納付金分を納付しなければなりません。さらに、本年4月からの長寿(後期高齢者)医療制度の施行に伴い、新たに各保険者から新制度へ後期高齢者医療支援金という形で拠出金を負担することになりました。このため、各保険者で保険税(料)の見直しがされていますが、南丹市の国民健康保険においても、これらの制度改正に伴い、また今後の医療費の伸びを予測し、一定の見直しを行っています。</p> <p>国民健康保険制度は相互扶助制度です。南丹市の国民健康保険加入者の平均課税所得は、他市と比較しても低額であり、軽減措置を受けておられる低所得者世帯が多く、どうしても所得の多い方に高負担していただくこととなります。</p> <p>さらには、前年所得の増減によっても保険税額が異なります。南丹市の国保財政は大変厳しい状況にありますが、国民健康保険制度の円滑な運営のため、今後も医療費の適正化が図られるよう、特定健診や健康増進に努力します。</p>	<p>国保医療課</p>
<p>・検診について、被保険者の被扶養者対策について見えてこない。国保以外の者の被扶養者の対応はどうか。</p>	<p>・平成20年度から、特定健康診査を保険者責任で実施する内容の法改正がありました。南丹市でも南丹市国保の方を対象に特定健康診査を実施しましたが、国基準の対象年齢40歳を30歳(30代は加入保険に関係なく受診可)に引き下げるなど市独自内容で実施しました。国保以外の被扶養者の健診は、府内全体の契約等事務の遅れもあり、集団健診で受診していただくことができませんでしたが、第二期の個別健診として8月から平成21年2月の間、船井医師会協力医療機関で受診いただけるように、8月8日発行「お知らせなんたん第62号」で啓発しました。また、各がん検診については、従来どおりです。</p>	<p>健康課</p>

<p>・孫が生まれたが、出産費に多額の費用がかかり、市の方でいろいろ施策を講じてもらえないと現実として2人目、3人と出産ができない状況。手当ても7月まではもらえたが8月からは現物給付とかいうことを聞いたがどうか。</p>	<p>・南丹市では、次代を担う子どもの出産を祝福する子宝祝金を支給しています。また、子どもの成長を支援するため、すこやか手当を満5歳まで支給しています。 新たな子育て支援条例により、平成21年4月からは支給額について改定しますが、祝い金制度は継続し、今後も子どもを生み育てやすい環境づくりについて取り組みを進めていきます。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>・年金生活の高齢者から、年金で入れる施設があるのかという相談を受けたが、どうか。老後が安心して暮らせることができないものか。</p>	<p>・高齢者が暮らせる施設は、介護保険適用のものもあれば、軽費老人ホーム・ケアハウス等のように介護保険の認定を受けなくても入所できる施設もあります。これらは、施設ごとに掛かる費用が異なります。また、介護保険の適用施設では、要介護度に応じて経費が異なります。 したがって、個人の状況によって違いますので、高齢者の皆さんの心配なことや困ったことなど様々なご相談は、高齢福祉課や南丹地域包括支援センター(TEL0771-72-0214)で受け付けていますので、ご相談ください。</p>	<p>高齢福祉課</p>
<p>・京都府においては、全国で2番目に自殺者の増加が多く、生活困窮者が多い。福祉施策、人権関係の事業を充実させるべき。</p>	<p>・日本では年間3万人以上の方が自殺で亡くなっています(京都府でも毎年550人前後)。自殺の要因については、健康問題、経済的な問題、いじめの問題、労働環境の問題、子育てや介護の問題など、さまざまな要因が考えられます。 市では、重要な課題であると認識し、平成20年度から市民の皆さんの相談窓口として、福祉事務所に専門相談員を配置して各種の相談に対応しています。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>・遺族会の事業に支援や後援等を積極的にしていただいていたが、最近そうしたことへの支援が薄くなってきているように感じる。平和問題に対する姿勢が忘れ去られつつあるのではないか。具体的な支援策をお願いする。</p>	<p>・今日の平和は、さきの大戦において殉じられた多くの戦没者の尊い犠牲を礎として築かれたものであり、戦没者に対する追悼の意とご遺族のご労苦に対する感謝・激励など、行政としての取り組みは重要であると認識しています。 遺族の皆さんの福祉向上と処遇改善のため活動いただいている各町遺族会、京都府遺族会船井支部に対する助成とともに、南丹市戦没者追悼式を開催しています。</p>	<p>社会福祉課</p>

<p>・高齢者の生活支援、医療問題、特に美山健康会の医師・看護師、財政問題に対してどのような考えか。</p> <p>・林業者等健康管理センター診療所は地域での医療の中心であり、存続をお願いしたい。</p> <p>・美山診療所は、お年寄りなど交通弱者の人たちにとって最も身近な医療機関。今後もどのような対応を引き続きされる予定か。</p>	<p>・地域医療の問題、医師確保・看護師の確保は全国的にみても大変難しい問題です。美山健康会へは毎年一定の支援を行っています。が、財政状況が厳しく、引き続き市として何処まで支援していかねばならない現状です。しかし、地域医療の問題については、住民生活を支える上で最重要課題と考えています。住民の皆さんや有識者、関係者の方々からさまざまなご意見を聞かせていただき、地域医療確保のため努力します。また、林健センターや美山診療所の医師・看護師不足の問題についても、府民・国民の生命を守るという観点からも府や国に対して一層働きかけを強め連携を強化していきます。</p>	<p>国保医療課</p>
<p>・後期高齢者医療制度について、保険料が2割程度上がったように思う。なぜこのようになったかの説明責任を果たして欲しい。</p>	<p>・長寿(後期高齢者)医療制度の保険料額については、個々の所得金額や家族構成などにより異なることがあります。詳細については、市の窓口にお尋ねください。</p> <p>長寿(後期高齢者)医療制度の保険料は、長寿(後期高齢者)医療被保険者の方の医療費が、おおむね2年間まかなえるように、各都道府県の後期高齢者医療広域連合で定めた保険料率をもとに、被保険者全員の方にそれぞれ納めていただきます。保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額と被保険者の所得に応じて決まる所得割額の合計額となります。※保険料は2年ごとに見直されます。また、保険料の賦課限度額は年50万円です。</p> <p>●保険料の算定方法(平成20・21年度)</p> <p>京都府後期高齢者医療広域連合では次のとおりとなります。</p> <p>保険料＝均等割額(被保険者一人当たり)45,110円 + 所得割額{総所得金額等－基礎控除額(33万円)}×8.29%</p> <p>所得の低い方やこれまで被用者保険の被扶養者として保険料の負担がなかった方については、保険料の軽減措置があります。</p> <p>国、京都府、京都府広域連合と連携しながら限られた財源を有効に活用し高齢者医療の充実に取り組みます。</p>	<p>国保医療課</p>
<p>・7月に国保税の支払い方法についての通知を受けたが、説明文がわかりにくく申請手続きが出来なかった。重要な事柄は、もっと丁寧に伝えるよう職員を指導して欲しい。</p>	<p>・市からの通知文については、できる限りわかりやすい文章で送付するよう改善します。</p>	<p>国保医療課</p>